

長野県版申請マニュアル・改正建築基準法等課題別勉強会質疑一覧表

令和7年4月24日現在

講義項目	質問	回答（案）
申請マニュアル	建築物省エネ法に基づく仕様基準の仕様表の外皮欄の開口部（窓）の誘導基準による場合の地域区分について、2～4地域が1.9以下と表記されているのですが、4地域は2.3以下とし、1～3地域が1.9以下と理解していたのですが。（誘導基準適否チェックリストでは、4地域は2.3以下）	ご指摘のとおり記載内容は誤りです。以下のとおり仕様表の開口部における誘導基準を修正します。 （長野県内適用地域の2～5地域のみ記載しています。） 2又は3地域 1.9以下 4又は5地域 2.3以下
申請マニュアル	国土交通省の質疑応答 1-6-21 について伺います。 （1-6-21 の質疑応答の内容） Q:国土交通省の WEB プログラム、外皮計算シート以外のソフトは使用できないのか。 A:民間のプログラムのうち、WEB プログラムとの API 連携がなされているものについては、WEB プログラムと同じ計算結果を得ることができます。ご使用のプログラムが API 連携のものかどうかは、プログラムの提供メーカー等にご確認ください。 では、API 連携できるソフトは何なのか明らかにすべきです。	国への要望事項として、県を通じて要望いたします。 とりあえず、実務では使用するプログラムが連携しているものなのかをプログラム作成者にご確認ください。
申請マニュアル	引き渡し後の住宅のお客様が太陽光発電を設置する場合、軸組構法の壁量計算の表計算ツールにおいて「太陽光発電設備あり」として確認申請をすることは安全側として OK か？	設計段階で事前にユーザーが太陽光発電を設置することがわかっている場合は（場合によっては将来的に安全を考慮して設置することを想定して）、荷重を考慮した設計が望ましいことはいまでもありません。ツールを用いる場合は、太陽光発電の荷重がわかっている場合はその荷重を基に計算することが望ましいといえます。 なお、完了検査の段階では、建築基準法の規定に関する検査では機器が設置されていなくても、安全側の設計であれば問題はないと考えられます。 ただし、構造計算を行った場合は、太陽光発電設備の設置の有無（設置場所）によって偏心率への影響を考慮することが必要といえます。